

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.67

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

## 特殊詐欺警報発令中!!! 被害金額が過去最悪の状況に!

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が深刻です。道内では今年の1月から4月までで既に118件、約5億4千万円の被害が発生。これは昨年1年間の259件、約12億5千万円の被害を上回るペースで予断を許さない状況です。

また、全国では昨年1年間で13,371件、被害金額は実に559億4千万円にのぼり、過去最悪の状況です。一方、消費生活相談の現場では、近年北海道においても、また全国的にみても悪質な訪問販売など、高齢者の相談件数が一番多く、被害金額も高額化の傾向にあります。

北海道では、今年度も各地域において特殊詐欺や悪質商法の被害を防止し、関係機関が連携して住民を守るための地域消費者被害防止ネットワークづくりを推進するため事業を展開していきます。

なお、本事業は(一社)北海道消費者協会が受託していますので、お気軽にお問い合わせください。皆さんの力で住民を守るため一緒に取り組みを進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします(問合先:教育啓発グループ 電話:011-221-4217)。

## 三笠市に53番目のネットワークが設立!

空知管内三笠市に、本年4月1日付けで「三笠市消費者被害防止ネットワーク」が設立されました。道内では昨年上川管内東川町、十勝管内新得町にネットワークが設立されており、三笠市は53番目の地域ネットワークとなります。

前号でもお伝えしたとおり、3月18日に設立にあたって関係機関が集まり会議が行われました。当日は、北海道消費者協会からも参加させていただきましたが、参加者から積極的な発言があり、皆さんの「住民を守る」という意思統一が図られていることを頼もしく感じました。

三笠市では、年々悪質巧妙化している悪質商法や詐欺的な手口から消費者、とくにターゲットになりやすい高齢者や若年者を守るため、地域において声がけ等をする仕組みが必要と考え、本ネットワークを組織し、市民の被害防止に努めていくとのことです。



構成団体には三笠市の消費者行政担当課、福祉担当課をはじめ、三笠消費者協会、三笠警察署、

三笠市生活安全センター、三笠市教育委員会、三笠高校、三笠市社会福祉協議会、三笠市老人クラブ連合会、三笠市商工会、三笠市防犯団体連絡会、三笠市金融機関防犯連絡協議会が参加しています。

活動としては、年1回以上定例会議を行い情報を共有するほか、必要に応じて臨時会議も開催。また、悪質商法の情報を収集、構成団体に情報提供し啓発活動を行い、消費者被害が発生した場合は、連携をとって速やかに対応する体制を整えています。

発起人である三笠市市民生活課金子課長からは「北海道消費者協会のご支援、ご助力により、三笠市でも各関係機関のご理解の元、巧妙で悪質な犯罪や詐欺などに疎い市民を少しでもその被害から救えるよう、消費者被害防止ネットワークが組織できたことは大変喜ばしいことです。その最も重要な位置を占める三笠消費者協会の今後の活躍と活動に、三笠市としても協力を惜しまない所存であり、それぞれの立場で高齢者などの弱者を守っていただければと考えます。」とのコメントをいただきました。今後の三笠市消費者被害防止ネットワークの活動に期待しています。

(一社)北海道消費者協会 教育啓発部長 田原

# アダルトサイトの相談が年間で10万件を突破！

「国民生活センターHPより」

4月に国民生活センターが発表した、アダルトサイトに関する全国の相談情報によると、昨年度は過去最多の10万件を超える相談が寄せられたとしています。北海道立消費生活センターにおいても、2014年度は529件の相談が寄せられており、2013年度に比べ23.9%増加しています。また、2014年度の相談内容をみると、アダルトサイトによる架空請求のメールや、「相談を解決します」などと言って必要のない手数料を支払わされた、などの新年度の二次被害も増加していることから、今後も重ねて注意が必要です。

## 女性や高齢者もターゲットに!!

国民生活センターが発表した、全国の契約当事者の性別割合によると、5年前と比較して女性の割合が伸びており、特にスマートフォン利用時における女性の割合が高くなる傾向がみられるとしています。

加えて、60歳以上の方からの相談の割合が高くなる等、年代の広がりもみられるほか、お金をすでに支払ってしまったという相談も増加しており、1件当たりの平均既払い金額も高額化していると伝えています。

## 北海道立消費生活センターの相談事例から・・

### 〈事例1〉

アダルトサイト業者から高額な利用料を請求されたが、今ならキャンペーンで料金が安くなる？

スマートフォンに替えたばかりで、よくわからず画面を触っているうちに契約完了となった「解除する」とのボタンをタップすると電話がかかり、「間違ったので取り消したい」と言うと、他から電話させると言われた。すぐに電話があり、「解除はできない。裁判にしても勝てない」等と言われた。1年契約で25万5千円を請求され、払えないと伝えると、「12万5千円のキャンペーン価格もあるがどうするか」と言われた。払うつもりはないが、請求画面が貼り付いてしまった。

※スマートフォンの請求画面イメージ（国民生活センターホームページより）



### 〈事例2〉

携帯電話に身に覚えのないアダルト動画の料金が未納だというメールが届いた！

「アダルト動画サイトの未納料金がございます。本日中にご連絡いただけませんと法的な手続きを行います」との内容のメールが届いたが、携帯で動画を見たことはなく架空請求だと思う。

### 〈事例3〉

アダルト動画料金を請求されネットで調べた民間の消費者センターに相談したが解決するには有料だ！

アダルト動画料金の請求メールが届き、ネットで消費者センターを検索していたら、民間の消費者センターを見つけた。電話をしたら担当者から「解決するには3万円かかる。消費者センターに相談しても解決しない」等と説明された。解決するのにお金がかかるのか。

## 消費者へのアドバイス 慌てて業者に連絡しないこと!

事例1のように、料金の請求画面を表示させる際、IPアドレスやスマートフォンの個人識別番号等が表示されることがありますが、業者が個人情報を特定出来るわけではありません。また、請求画面の「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等というボタンは、押しはいけません。

事例1・2ともに、慌てて業者に連絡しない。連絡してしまうと、業者から請求を強く求められるだけでなく、個人情報を業者に教えてしまうことにも繋がります。

事例3は、ネット広告などで無料の相談を受けるとうたい、電話をかけさせ相談を聞いた後に、有料の被害解決サービスを契約させる手口です。アダルトサイトの契約は有効に成立していない場合がほとんどです。無視して様子を見ましょう。不審に思ったら最寄の消費生活相談窓口へ相談しましょう！

★請求画面の消去方法は、（独）情報処理推進機構（IPA）<http://www.ipa.go.jp/>のホームページを参考に！

# 「悪質商法・特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」を開催！

## 北海道警察が全面バックアップ！

5月29日（金）、消費者月間の街頭啓発として、5月30日の「消費者の日」に合わせて、地下歩行空間で街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」を開催しました。

今年は、北海道警察の全面協力を得ることができ、1,500名を超える多数の来場者が訪れ、大盛況のうちに終了。道警からは、防犯協会が作成している啓発グッズを提供していただいたほか、子ども用の警察官の制服を着て写真が撮れるコーナーも設置、ほくとくんも登場！子どもたちに大人気でした。



また、札幌南警察署長が「撃退！特殊詐欺・悪質商法」の迫力ある色紙を書いてくださり、会場のバックパネルとして使用し大好

評でした。

## 道立消費生活センターと札幌市消費者センターが共催！

例年、街頭啓発は（一社）北海道消費者協会が主催していましたが、今年度は北海道立消費生活センター、（一社）北海道消費者協会が主催、札幌市消費者センターが共催者となり、タッグを組み連携。北海道、HTB、（一社）札幌消費者協会の協力も得て開催しました。



参加者は楽しみながらその手口を学んでいました。

とくに札幌市消費者センターの劇団による「訪問販売の寸劇」や、「悪質商法撃退！かるた大会」は

すべて定員となり、

さまざまなコーナーを設置、スタンプラリーで啓発グッズをプレゼント！



会場内には、啓発のためさまざまなコーナーを用意しました。とくに「犯人の肉声が聞けるコーナー」や、「振り込め詐欺

防止機能を搭載した新機種の電話機展示コーナー」は、来場者の関心を集め、来場者からは「これなら騙されてしまうのもわかる」、「うちにも振り込め詐欺の電話がきたので、このような機能がついたものなら、親に買ってあげたい」などの声も聞かれ、皆熱心に職員の説明を聞いていました。

そのほか、北海道消費者被害防止ネットワークの構成団体の紹介や、最新の商品テスト結果、北海道新聞の連載記事「STOP!詐欺被害」のパネルを展示し、決められたコーナーを回った方にはスタンプラリーで啓発グッズをプレゼントしました。



一面にも掲載しましたが、現在特殊詐欺の被害が過去最悪の状況にあります。今後も関係各位の協力を得て、北海道から消費者被害をなくすための取り組みを進めていきたいと考えています。

## 速報！美唄市で道内54番目の地域ネットワークが誕生！

5月25日に「平成27年度美唄市地域安全活動推進協議会」の定期総会が開催され、消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している（一社）北海道消費者協会も出席させていただきました。

本協議会は地域の安全のためこれまでもさまざまな取り組みを進めてきましたが、特殊詐欺や悪質商法の被害から住民を守るため、本協議会を美唄市の地域消費者被害防止ネットワークとして位置づけ、住民への啓発や見守り支援などの活動を行うことが総会で承認され、要綱を改正して4月1日付けでネットワーク設立のはこびとなりました。詳細については、次号で改めてご紹介します。

## 見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料**の**請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「期日までに連絡しないと、**法的手段**に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



# 利用した覚えのない請求は 支払わずに無視しましょう!

## ひとこと助言

とにかく  
無視!



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。